

安全データシート

1, 化学物質等及び会社情報

作成日 2000 年 12 月 20 日

改訂日 2019 年 4 月 25 日

製品名 リグロイン Ligroin

会社名 東工業株式会社

本社住所 〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-16-7

工場住所 〒340-0813 埼玉県八潮市木曽根744

製造元 日石三菱株式会社

住所 埼玉県東京都港区西新橋 1-3-12

緊急連絡先 〒340-0813 埼玉県八潮市木曽根744

電話 048-996-9235

FAX 048-997-2597

2, 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別: 混合物(石油系炭化水素の混合物)

化学名含有量: リグロイン 留分(75~120°C) 90v/v%以上 ノルマルヘキサン

化学式: C_xH_y

CAS No : 8032-32-4

化審法: 未設定

3, 危険有害性の要約

◇分類の名称

引火性液体

急性毒性物質

◇危険性

消防法: 危険物第 4 類引火性液体、第 1 石油類(非水溶性), 危険等級 II

極めて引火性が高い液体であり、空気と爆発性混合気を形成しやすい。

◇有害性

安衛法: 有機則第 3 種有機溶剤

飲み込むと有害で、生命に危険を及ぼすこともある。

高濃度蒸気を吸入すると、吐き気、頭痛、めまいをおこす恐れがある。

4, 応急措置

◇眼に入った場合

清浄な水で十分洗い、もし刺激が残っていれば、医師の診断を受ける。

◇皮膚に付着した場合

水と石けんで十分に洗浄し、皮膚調整用クリームを塗布する。

◇吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移る。呼吸しやすい姿勢で休息させる。必要なら医師の診断を受ける。

◇飲み込んだ場合

無理に吐き出さずに、速やかに医師の診断を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと(吐き出すと気管に入り易く、肺に入ると高熱が出て、非常に治りにくい出血性肺炎を起こすことがある)

5, 火災時の措置

◇消火方法

1. 火元への燃焼源を断つ。
2. 初期の火災には粉末、炭酸ガスを用いる。
3. 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。虫垂は火災を拡大し危険な場合がある。
4. 周囲の設備などは散水して冷却する。
5. 消火作業の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。
6. 火災発生場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。

◇消火剤

1. 霧状の強化液・泡・炭酸ガス・粉末が有効である。
2. 消火に棒状の水を用いてはならない。

6, 漏出時の措置

1. 全ての着火源を速やかに取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。
2. 危険地域から人を退避させる。危険地域の周辺には、ロープを張り、人の立ち入りを禁止する。
3. 消火用機材を準備する。作業では消火用保護具を着用する。
4. 少量の場合は、土・砂・おがくず・ウエス等に吸収させる。
5. 大量の場合は、盛り土で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆い空容器に回収する。
6. 下水道、河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。
7. 室内で漏出した場合は、窓・ドアを開け十分に換気を行う。
8. 海上の場合は、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マットなどで吸取る。薬剤を用いる場合は運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
9. 漏洩時は、事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係当局に通報する。

7, 取扱い及び保管上の注意

◇取り扱い

1. 非常に揮発性が高く、火災、爆発を起こす危険がある。火気を近づけないこと。
2. 静電気による火災が起こる可能性がある。取り扱い際は導電性の良い金属容器を使用し、アースをして静電気を取り除き、また作業着・靴等は導電性のものを使用する。
3. 蒸気を吸入すると中毒を起こすことがある。取り扱い際は局所排気装置や防毒マスク、送気マスク等を着用し、蒸気を吸わないようにすること。
4. 飲まないこと。
5. 子供の手の届かない所に置くこと。
6. 皮膚に触れたり眼に入る可能性のある場合は、保護具を着用すること。
7. 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所・貯蔵所・取扱所で行う。
8. 危険物が残存している機械設備などを修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
9. 容器を転倒させたり、衝撃を与えるなどの粗暴な取り扱いはしないこと。
10. 容器から取り出す時はポンプなどを使用すること、細管を用い口で吸い上げてはならない。
11. 炎・火花または高温体との接近を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
12. 石油製品を屋内作業場で取り扱う際、ガス等が発散する場合には、発散源の密閉装置・局所排気装置などの設備

を設けなければならない。

13.取り扱いの都度、容器を密閉すること。

◇保管

1. 直射日光を避け、暗所で換気の良い場所に保管すること。
2. 類の異なる危険物(ハロゲン類・強酸類・アルカリ類・酸化性物質)との接触ならびに同一場所での保管を避ける。
3. 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類はアースをとる。
4. 指定数量以上の量を保管する場合には、法で定められた基準を満足すると共に、危険物貯蔵所の表示をしなければならない。指定数量未満の場合は、市町村条例に従うこと。
5. 熱・スパーク・火炎ならびに静電気の蓄積を避ける。

◇容器の取り扱い

1. 容器に圧力をかけないこと。圧力をかけると破裂することがある。
2. 容器は溶接・加熱・穴あけまたは切断しないこと。爆発を伴って残留物が発火することがある。

8, 暴露防止及び保護措置

◇管理濃度:規定なし(作業環境評価基準:労働省告示第26号、平成7.3.27)

◇許容濃度

1. 日本産業衛生学会(1997年度版) 100ppm(ガソリンとして)
2. ACGIH (1997年度版)時 間加重平均(TWA) 300ppm,短時間暴露限界(STEL) 500ppm(ガソリンとして)

◇設備対策

1. ミストおよび蒸気が発生する場合は、発生源の密閉化または防爆タイプの排気装置を設ける。
2. 取扱場所の近辺に洗眼および身体洗浄のための設備を設ける。

◇保護具

1. 呼吸保護具:ミスト、蒸気が発生する場合は、防毒マスク(有機ガス用)を使用する。
2. 保護眼鏡:ミスト、蒸気が発生する場合は、保護眼鏡を使用する。
3. 保護手袋:長期間または繰り返し接触する場合には耐油性のものを使用する。
4. 保護衣:長期間にわたり取り扱う場合または油で汚れる場合には、耐油性の長袖作業服等を着用する。油で汚れた衣類は完全に清浄にして使用する。

9, 物理的及び化学的性質

外観	:無色透明
沸点範囲	:75～120℃
蒸気圧	:13kPa
揮発性	:あり
凝固点	:-40℃以下
密度(15℃)	:0.742 g/cm ³
溶解度	:水;不溶
蒸気密度(空気=1)	:3～4

10, 安定性及び反応性

引火点(TC)	: -15℃以下
発火点	: 295℃(参考値)
爆発限界	: 上限; 7 容量%, 下限; 1 容量% (推定値)
燃焼性	: あり
発火性(自然発火性)	: なし
水との反応性	: なし
酸化性	: なし
自己反応性・爆発性	: なし
安定性・反応性	: 安定性; 良・反応性; なし

11, 有害性情報

◇急性毒性:LD50 5g/k 以上(rat) (推定値)

◇がん原性:現在までのところ有用な情報なし

◇その他:現在までのところ有用な情報なし

1. 飲むと下痢,嘔吐する可能性がある。
2. 眼に入ると炎症を起こす可能性がある。
3. 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。
4. ミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。

12, 環境影響情報

◇該当情報なし。

13, 廃棄上の注意

◇事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託し処理する。

◇投棄禁止。

◇廃油の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。

◇燃焼する場合は、安全な場所であつ燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼすおそれのない方法で行うとともに、見張人をつけること。

14, 輸送上の注意

◇容器が著しく摩擦または動揺を起さないように運搬すること。

◇指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げること。またこの場合、当該危険物に該当する消火設備を備えること。

◇運搬容器及び包装の外部に、品名、数量、危険等級および「火気厳禁」の表示をする。

◇消防法第1類及び第6類の危険物、高圧ガスとの混載禁止。

◇陸上輸送の場合、運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。

国連分類:クラス3.1 国連番号:1268

15, 適用法令

労働安全衛生法	: 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第520号 「ヘキサンを0.1%以上含有するもの」 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第520号 「ヘキサンを0.1%以上含有するもの」 (別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 第3種有機溶剤 「ガンリン」 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条 第1項第5号)
化審法	: 優先評価化学物質 NO. 3「n-ヘキサン」 評価対象: 人健康影響 旧第二種監視化学物質 NO. 1011 「n-ヘキサン」
消防法	: 危険物第4類引火性液体、第一石油類 非水溶性液体 指定数量200L 危険等級Ⅱ (法第2条第7項危険物別表第1)
毒物及び劇物取締法	: 非該当
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)	: ・種別 「第1種指定化学物質」 ・政令番号 「第392号」 ・政令名称 「ノルマル-ヘキサン」
船舶安全法	: 引火性液体類 (危規則第2、3条危険物告示別表第1)
航空法	: 引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
海洋汚染防止法	: 有害液体物質 Y類物質 「ヘキサン」(施行令別表第1) 油分排出規制
水質汚濁防止法	: 油分排出規制
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質 (中環審第9次答申の207)

輸出貿易管理令 : 「ヘキサン」 (別名 n-ヘキサン)
: 別表第1の16項 (キャッチオール規制)
第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物
HSコード 2710.12-900
「軽質油及びその調製品-2その他のもの」

16, その他の情報

参考文献

- ①ANSI Z129.1-1994 for Hazardous Industrial Chemicals-Precautionary Labeling
- ②新・絵で見る中毒 110 番(保健同人社)
- ③許容濃度等の勧告(1997)日本産業衛生学会 産業衛生学雑誌 39 巻 4 号
- ④Threshold limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices. ACGIH (1997)
- ⑤IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS VOLUME 33
- ⑥EC 理事会指令「67/548/EEC」付属書I「危険な物質リスト」
- ⑦製品安全データシートの作成指針(日本化学工業協会)
- ⑧Registry of toxic effects of chemical substances, NIOSH

コメント

記載内容は当社の最善の調査に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては必ずしも安全性を十分に保証するものではありません。全ての化学製品には未知の有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願いいたします。また、特別な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全対策を実施の上でご使用下さい。